

新旧対照表

○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十二号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章～第六章 略</p> <p>第七章 事業授産施設（第四十条）</p> <p>第八章 雑則（第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第二十四条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十九条（第二項及び第六項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（作業指導）</p> <p>第二十五条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の個別支援計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第八章 雑則</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第四十一条 救護施設等及び事業授産施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定により書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、</p>	<p>目次</p> <p>第二章～第六章 略</p> <p>第七章 事業授産施設（第四十条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（新設）</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第二十四条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十九条（第二項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（作業指導）</p> <p>第二十五条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（新設）</p>

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。